

平成20年9月30日

記者発表資料

## 平成19年度

# 市町村普通会計決算(見込)及び 公営企業決算(見込)の概要 附 健全化判断比率及び資金不足比率(暫定値)

## 神奈川県総務部市町村課

(問い合わせ先)

総務部市町村課

副課長 久我 電話 045-210-3161

(普通会計決算及び健全化判断比率について)

財政班 篠原 電話 045-210-3184

(公営企業決算及び資金不足比率について)

理財班 生 電話 045-210-3188

# 1 普通会計決算(見込)の概要

## (1) 平成19年度 市町村普通会計決算(見込)のポイント

- 決算規模は、前年度と比べ、歳入総額は277億42百万円、0.9%の増加、歳出総額は375億円60百万円、1.3%の増加と、歳入・歳出とも4年ぶりに増加
- 実質収支は、462億71百万円の黒字となったものの、単年度収支は▲99億9百万円の赤字となった結果、5年ぶりに減少
- 経常収支は、税源移譲が行われたものの一般財源収入は減少する一方で、扶助費などの経常的経費が増加したことにより89.6%と過去最大値を更新
- 市町村財政全体では、地方債現在高は2年連続で減少し、財政調整基金残高が若干増加するなど、健全化は進んでいるものの、経常収支比率に表れるとおり厳しさを増す状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度 ①	平成18年度 ②	増減額 ③(①-②)	増減率 ③/②×100
歳入総額 A	3,046,442	3,018,700	27,742	0.9
歳出総額 B	2,973,791	2,936,231	37,560	1.3
形式収支 A-B	72,651	82,469	▲ 9,818	▲ 11.9
翌年度への繰越事業充当財源 C	26,380	26,288	93	0.4
実質収支 A-B-C	46,271	56,182		
単年度収支	▲ 9,909	3,946		
実質単年度収支	▲ 19,129	1,991		

(注1) 33市町村の合計であり、市町村ごとに状況は異なる。また、数値については見込みであり、今後変動する可能性がある。(以下の表同じ)

(注2) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合がある。また、増減率は、千円単位で算出したものである。(以下の表同じ)

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度 ①	平成18年度 ②	増 減 ③(①-②)	増減率 ③/②×100
経常収支比率 (単純平均)	89.6	87.3	2.3	
減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除く	93.2	91.8	1.4	
公債費負担比率 (単純平均)	11.5	11.5	0.0	
起債制限比率 (単純平均)	8.4	8.8	▲0.4	
地方債現在高	4,107,120	4,165,467	▲58,347	▲1.4
財政調整基金残高	97,811	96,852	959	1.0

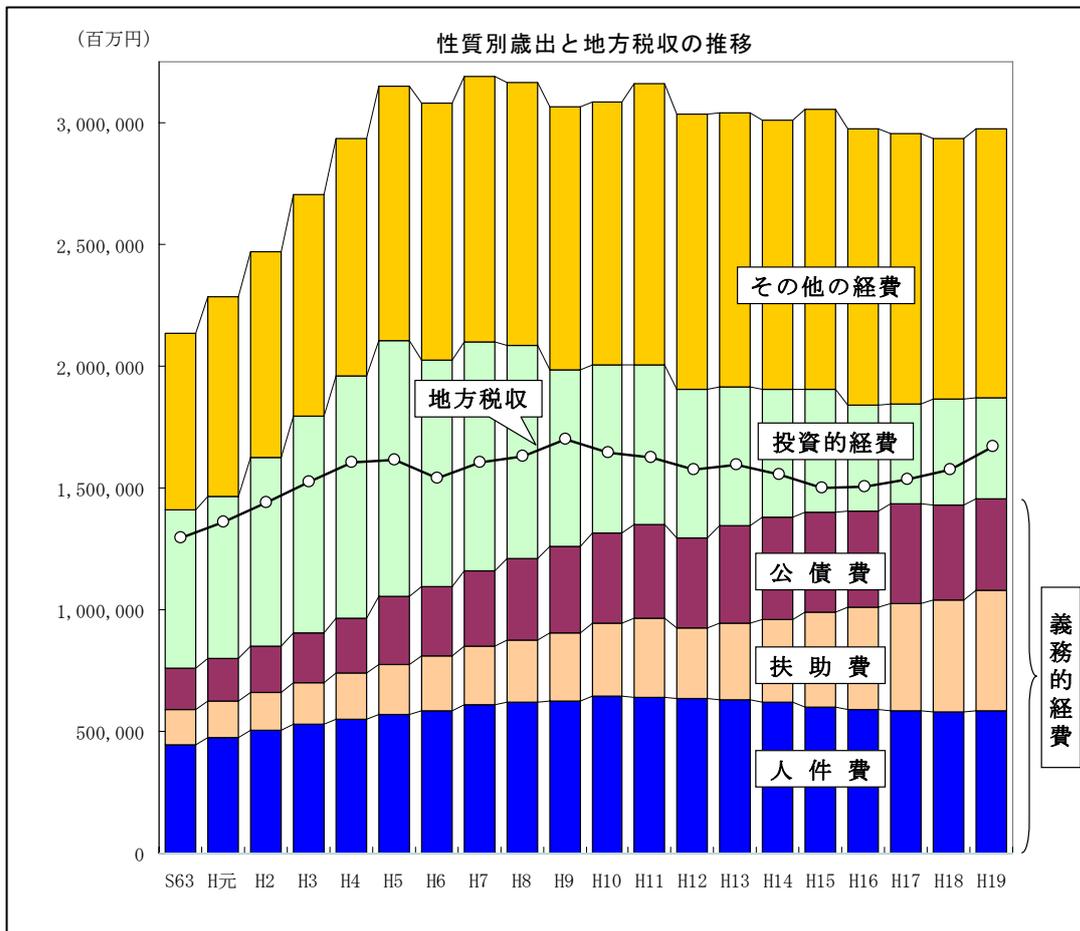
(注1) 経常収支比率のうち、「減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除く」については、平成18年度にあつては「減税補てん債及び臨時財政対策債を除く」。

(注2) 起債制限比率は、平成17~19年度3ヶ年の平均値。

【性質別歳出と地方税収の推移】

平成9年度をピークとして減少傾向にあった地方税収が、平成16年度以降4年連続で増加し、平成19年度も税源移譲により増加している。

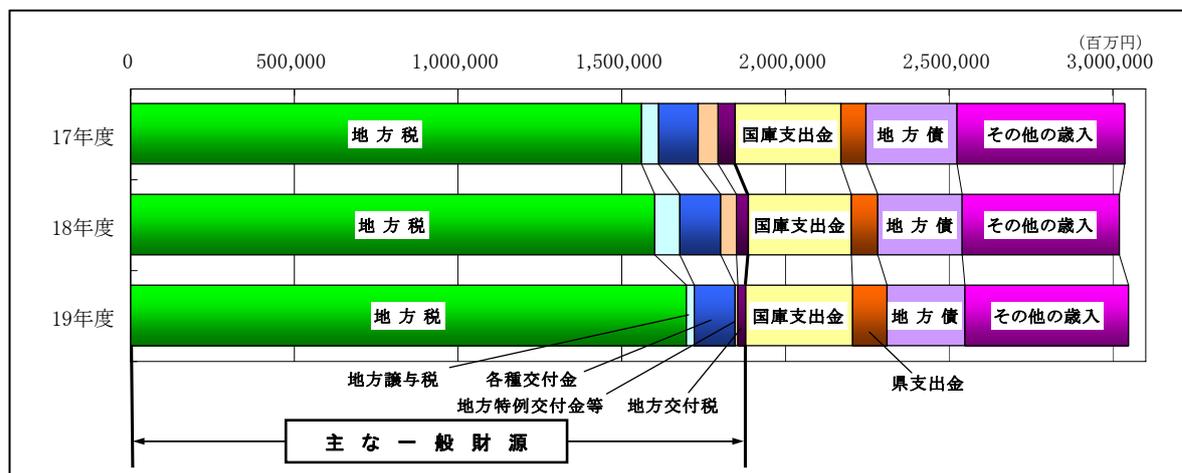
一方、社会保障制度改革などにより扶助費は増加し続け、義務的経費も増加の一途を辿る状況にあり、地方税収のほとんどを義務的経費に充当せざるを得ない厳しい状況が続いている。



【過去3年間の歳入の推移】

平成19年度は税源移譲が行われたことにより、地方税収は大幅に増加した。

しかしながら、地方譲与税、各種交付金、地方特例交付金等及び地方交付税を合わせた主な一般財源を比較すると、むしろ減少している。



## (2) 主要歳入の状況

### ア 地方税 [1兆6,960億57百万円、構成比55.7%]

市町村民税は税源移譲や定率減税の廃止等の影響により、3年連続の増となり、全体で11.5%の増加。また、前年度評価替えを行った固定資産税は、地価の下落に伴う評価額の修正による減を家屋の新・増築に伴う評価額の増が上回った結果、1.2%の増となり、地方税総額は前年度と比べ965億75百万円、6.0%の増加。

### イ 地方譲与税 [236億82百万円、構成比0.8%]

税源移譲の暫定措置であった所得譲与税の廃止に伴い、前年度と比べ▲526億30百万円、▲69.0%の大幅な減少。

### ウ 各種交付金 [1,263億22百万円、構成比4.1%]

市場金利等の好転により利子割交付金、配当割交付金が増加した一方、自動車販売の落ち込みにより自動車取得税交付金が減少し、前年度と比べ▲4億96百万円、▲0.4%の減少。

### エ 地方特例交付金等 [102億39百万円、構成比0.3%]

恒久的な減税に伴う地方税の減収を補てんするための減税補てん特例交付金が廃止され、その経過措置である特別交付金に移行した結果、前年度と比べ▲379億23百万円、▲78.7%の減少。

### オ 地方交付税 [206億64百万円、構成比0.7%]

税源移譲による個人市町村民税の増のほか、平成18年度の好調な企業業績による法人市町村民税の増により基準財政収入額が増加した結果、普通交付税が減となったことに加え、国の配分方針の変更に伴い特別交付税が減となったことにより、前年度と比べ▲167億92百万円、▲44.8%と7年連続で大幅に減少。

### カ 国庫支出金 [3,300億15百万円、構成比10.8%]

制度改正による児童手当交付金の増及び障害者自立支援法の施行に伴う障害者自立支援給付費負担金等の増に加え、公共事業に係る国庫支出金が増となったことにより、前年度と比べ177億12百万円、5.7%の増加。

### キ 県支出金 [1,022億2百万円、構成比3.4%]

公共事業に係る県支出金が減となった一方、児童手当交付金や障害者自立支援給付費等負担金等の増などにより、前年度と比べ216億44百万円、26.9%の増加。

### ク 地方債 [2,392億67百万円、構成比7.9%]

退職者の増に伴い退職手当債発行額が大幅増となる一方、減税補てん債の廃止や臨時財政対策債発行額の減などにより、前年度と比べ▲207億5百万円、▲8.0%と4年連続の減少。

## (3) 主要歳出の状況

### <目的別>

#### ア 総務費 [2,970億38百万円、構成比10.0%]

退職金の増や統一地方選挙等による選挙経費の増などにより、前年度と比べ130億66百万円、4.6%の増加。

#### イ 民生費 [8,571億9百万円、構成比28.8%]

児童手当の拡充等による児童福祉費の増のほか、障害者自立支援法の施行に伴う市町村負担の増による社会福祉費の増などにより、前年度と比べ390億59百万円、4.8%の増加。

#### ウ 衛生費 [2,638億52百万円、構成比8.9%]

廃棄物処理施設の整備終了による清掃費の減のほか、民間病院の整備終了による保健衛生費の減などにより、前年度と比べ▲83億17百万円、▲3.1%の減少。

## エ 土木費 [5,734億21百万円、構成比19.3%]

道路橋りょう費、河川費等の普通建設事業費の大幅減のほか、下水道事業会計への繰出金の減による下水道費の減などにより、前年度と比べ▲110億59百万円、▲1.9%の減少。

## オ 教育費 [2,911億94百万円、構成比9.8%]

校舎の耐震補強工事の進捗等により学校施設整備費が減となったものの、退職金の増による職員給以外の人件費の増のほか、学校給食業務等の民間委託推進により人件費(職員給)が減となる一方で物件費が増となったことなどにより、前年度と比べ36億14百万円、1.3%の増加。

### <性質別>

#### ア 義務的経費 [1兆4,535億71百万円、構成比48.9%]

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費について、建設地方債の減により公債費が減少したものの、扶助費が7年連続で増加したことや、退職金の増に伴い人件費が9年ぶりに増加に転じたことにより、前年度と比べ230億91百万円、1.6%の増加。

##### (7) 人件費 [5,869億33百万円、構成比19.7%]

職員数の削減等により職員給は9年連続で減と抑制基調となっている一方、退職者の増に伴い退職金が117億50百万円の大幅増となったことにより、前年度と比べ79億92百万円、1.4%と9年ぶりに増加。

##### (4) 扶助費 [4,918億34百万円、構成比16.5%]

児童手当の制度改正に伴う児童福祉費の増のほか、障害者自立支援法の施行に伴う社会福祉費の増などにより、前年度と比べ326億96百万円、7.1%の増加。

##### (9) 公債費 [3,748億5百万円、構成比12.6%]

平成15年度の発行額がピークで、その元利償還が始まった臨時財政対策債の元利償還金が増となったものの、一般単独事業債等の建設地方債に係る元利償還金の減が上回ったことにより、前年度と比べ▲175億97百万円、▲4.5%の減少。

#### イ 投資的経費 [4,189億13百万円、構成比14.1%]

##### 普通建設事業費 [4,183億91百万円、構成比14.1%]

建設事業費の抑制により補助事業費、単独事業費ともに減となり、普通建設事業費全体では、前年度と比べ▲160億31百万円、▲3.7%の減少。11年ぶりの増加に転じた前年度から再び減少することになり、ピーク時(平成5年度、1兆530億62百万円)の約4割(39.7%)の水準。

#### ウ その他の経費 [1兆1,013億7百万円、構成比37.0%]

貸付金は、中小企業への融資の増や羽田空港再拡張事業に対する無利子貸付金の増等により、192億93百万円、13.6%の増加。繰出金は、下水道事業会計への繰出金が減となっているものの、老人保健医療及び介護保険の各会計への繰出金の増等により、前年度と比べ80億95百万円、3.5%の増加。その他の経費全体では、前年度と比べ300億91百万円、2.8%の増加。

#### (4) 主な財政指標・将来の財政負担等の状況

##### ア 経常収支比率 [89.6% (前年度87.3%)]

経常一般財源等収入額は、税源移譲等により地方税収は増加したものの、所得譲与税の廃止に加え、減税補てん特例交付金が廃止されたことにより地方特例交付金等が減となった影響のほか、減税補てん債の廃止や臨時財政対策債の減等により減少。

一方、経常的経費充当一般財源等は、退職金の増による人件費の増のほか、児童手当制度拡充等による扶助費の増に伴い、引き続き義務的経費は増加。

これらの結果、33市町村中23市町村が前年度より上昇するなど、県内市町村全体としては、対前年度比で2.3ポイント上昇し、過去最大値であった平成17年度の88.1%から1.5ポイント上昇し、最大値を更新。

##### イ 公債費負担比率 [11.5% (前年度11.5%)]

一般財源収入の規模に対する公債費の負担割合を判断する指標である公債費負担比率は、建設地方債に係る元利償還金の減少が続き、公債費そのものが減少傾向にある中、平成19年度単年度でも対前年度比較で若干の減少。

ただし、各市町村単位での比率で見ると、上昇した市町村が18、減少した市町村が15と団体数及び数値に大きな変動が生じなかった結果、33市町村の単純平均では、前年度と同率となり、引き続き過去最大値。

なお、警戒値となる15%を超える団体は、4市町村(横浜市・川崎市・横須賀市・座間市)。

##### ウ 起債制限比率 [8.4% (前年度 8.8%)]

標準的な財政規模に対する公債費の割合を示す指標である起債制限比率は、税源移譲代替措置が開始された平成17年度から、個人市町村民税の税源移譲がなされた19年度までの3カ年での一般財源収入が増加したことにより、33市町村中22市町村で数値が改善し、前年度と比べ0.4ポイント、4年ぶりの減少。

##### エ 地方債現在高 [4兆1,071億20百万円 (前年度 4兆1,654億67百万円)]

普通建設事業費が減少傾向にあることに伴い、一般単独事業債等の建設地方債が減となっており、加えて、臨時財政対策債も減少傾向にあることから、33市町村中29市町村が前年度より減少し、県内市町村全体としても、前年度と比べ▲583億47百万円と、▲1.4%減少し、2年連続の減少。

##### オ 財政調整基金残高 [978億11百万円 (前年度 968億52百万円)]

前年度と比べ9億59百万円、1.0%増加しているが、残高が標準財政規模の10.0%未満となっている団体が33市町村中20市町と、依然として低水準(残高は平成3年度のピーク時と比べると7割以下の水準)。

【主な財政指標・将来負担等の推移】

年度	経常収支比率		公債費負担比率		起債制限比率		地方債現在高		財政調整基金	
		差引		差引		差引		対前 年比		対前 年比
	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント	百万円	%	百万円	%
S63	68.8	▲2.2	7.6	▲0.6	7.7	0.1	1,604,738	7.0	145,264	31.4
H元	68.5	▲0.3	7.2	▲0.4	7.6	▲0.1	1,696,188	5.7	133,551	▲8.1
2	67.9	▲0.6	6.9	▲0.3	7.4	▲0.2	1,826,641	7.7	144,463	8.2
3	70.0	2.1	6.9	0.1	7.3	▲0.1	2,043,568	11.9	145,424	0.7
4	72.5	2.5	7.1	0.2	7.3	0.0	2,348,876	14.9	137,958	▲5.1
5	76.8	4.3	7.6	0.4	7.2	▲0.1	2,684,499	14.3	114,414	▲17.1
6	77.5	0.7	8.0	0.4	7.5	0.3	3,057,442	13.9	101,148	▲11.6
7	78.8	1.3	8.7	0.7	7.8	0.3	3,463,449	13.3	104,504	3.3
8	79.8	1.0	9.5	0.8	8.2	0.4	3,795,703	9.6	95,031	▲9.1
9	80.6	0.8	10.2	0.7	8.5	0.3	3,945,862	4.0	82,848	▲12.8
10	81.9	1.3	10.7	0.5	8.6	0.1	4,084,808	3.5	61,701	▲25.5
11	82.6	0.7	10.9	0.2	8.7	0.1	4,121,424	0.9	67,568	9.5
12	82.1	▲0.6	10.9	▲0.0	8.8	0.1	4,109,235	▲0.3	76,815	13.7
13	83.0	1.0	10.8	▲0.2	8.7	▲0.1	4,107,588	0.0	83,341	8.5
14	86.6	3.6	11.1	0.4	8.6	▲0.1	4,119,465	0.3	74,071	▲11.1
15	86.7	0.1	11.3	0.2	8.5	▲0.1	4,207,205	2.1	81,720	10.3
16	87.9	1.1	11.4	0.1	8.6	0.1	4,225,986	0.4	85,269	4.3
17	88.1	0.2	11.0	▲0.3	8.7	0.1	4,255,938	0.7	88,309	3.6
18	87.3	▲0.8	11.5	0.5	8.8	0.1	4,165,467	▲2.1	96,852	9.7
19	89.6	2.3	11.5	0.0	8.4	▲0.4	4,107,120	▲1.4	97,811	1.0

(注1) 経常収支比率、公債費負担比率及び起債制限比率の差引(ポイント)の算出にあたっては、各年度の数値について表示単位未満を四捨五入していないため、年度間の差引と符合しない場合がある。

(注2) 平成6年度以降の経常収支比率は、減税補てん債(平成6～8年度、平成10～18年度)、臨時税収補てん債(平成9年度)、臨時財政対策債(平成13年度～)、減収補てん債特例分(平成19年度)を経常一般財源等に加えた経常収支比率。

## (5) 市町村別の状況

## 【決算(見込)状況】

(単位：百万円)

市町村名		歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	単年度 収支	実質 単年度 収支
都指 市定	横浜市	1,348,724	1,332,853	15,871	12,398	3,472	▲ 5,221	▲ 7,036
	川崎市	526,637	518,893	7,744	6,516	1,228	211	▲ 410
中核 市	横須賀市	132,117	128,564	3,553	436	3,117	▲ 1,235	▲ 5,034
	相模原市	204,638	197,538	7,100	1,065	6,035	397	▲ 1,515
特 例 市	平塚市	77,571	75,050	2,522	827	1,695	▲ 1,235	▲ 929
	小田原市	60,675	58,135	2,540	121	2,419	▲ 815	▲ 483
	茅ヶ崎市	58,612	55,377	3,235	635	2,600	▲ 728	▲ 695
	厚木市	74,617	70,511	4,107	684	3,423	▲ 576	▲ 558
	大和市	61,901	59,558	2,343	438	1,905	▲ 555	▲ 1,242
都 市	鎌倉市	56,293	54,579	1,715	359	1,356	▲ 61	▲ 2,250
	藤沢市	126,475	118,837	7,638	943	6,695	▲ 110	418
	逗子市	16,940	16,066	875	8	867	84	131
	三浦市	17,279	16,998	280	191	90	▲ 256	▲ 333
	秦野市	41,899	39,606	2,293	206	2,087	451	572
	伊勢原市	30,234	29,469	765	209	556	▲ 878	▲ 602
	海老名市	36,161	34,157	2,004	621	1,383	382	634
	座間市	30,857	30,094	763	39	725	▲ 155	19
	南足柄市	16,592	15,933	658	58	601	▲ 366	▲ 376
町 村	綾瀬市	25,548	23,815	1,733	280	1,453	272	414
	葉山町	9,730	9,223	507	-	507	▲ 42	▲ 42
	寒川町	15,212	14,267	945	167	778	▲ 19	85
	大磯町	8,848	8,444	405	41	363	132	69
	二宮町	7,305	7,008	297	10	287	▲ 44	▲ 28
	中井町	4,481	4,134	348	0	348	78	170
	大井町	6,232	5,935	297	0	297	▲ 18	▲ 154
	松田町	3,924	3,761	163	26	137	▲ 27	▲ 26
	山北町	5,689	5,527	162	4	158	▲ 93	▲ 137
	開成町	4,832	4,630	201	-	201	57	237
	箱根町	9,012	8,718	294	3	291	258	▲ 46
	真鶴町	3,191	3,099	93	0	93	▲ 55	16
	湯河原町	8,034	7,835	199	2	197	6	32
愛川町	13,769	12,965	804	30	775	202	▲ 141	
清川村	2,412	2,215	197	65	132	49	111	
19年度計		3,046,442	2,973,791	72,651	26,380	46,271	▲ 9,909	▲ 19,129
18年度計		3,018,700	2,936,231	82,469	26,288	56,182	3,946	1,991
増減		27,742	37,560	▲ 9,818	93			

【主な普通会計財政指標等】

市町村名		経常収支比率		公債費 負担比率	起債制限 比率	地方債 現在高	財政調整 基金残高
		%	減収補てん債 特例分及び臨 時財政対策債 を除く				
都 市	横浜市	94.2	98.5	18.8	13.8	2,242,267	24,958
	川崎市	93.5	97.6	20.1	15.3	863,319	1,698
中 核 市	横須賀市	97.0	104.5	16.6	12.4	172,681	10,208
	相模原市	92.4	96.4	13.3	11.0	187,849	13,892
特 例 市	平塚市	88.6	90.4	8.8	5.9	48,084	4,283
	小田原市	89.7	92.8	14.2	12.3	54,937	1,507
	茅ヶ崎市	90.1	93.8	13.3	9.6	45,508	5,564
	厚木市	89.9	91.7	11.6	8.0	55,736	4,316
	大和市	88.9	90.5	13.1	8.9	46,712	4,163
都 市	鎌倉市	93.5	97.1	12.7	10.6	47,844	1,977
	藤沢市	85.0	87.2	9.8	6.5	87,520	7,411
	逗子市	96.1	100.8	11.4	9.0	16,656	721
	三浦市	98.8	103.7	13.1	10.8	16,743	853
	秦野市	88.4	92.6	12.7	8.6	38,686	529
	伊勢原市	92.9	97.3	12.1	9.3	23,768	1,045
	海老名市	80.6	80.6	9.7	6.8	22,125	2,507
	座間市	92.4	98.1	15.4	12.3	28,196	764
	南足柄市	93.7	97.2	10.7	8.6	12,166	1,255
	綾瀬市	87.9	91.7	10.2	7.7	20,839	2,097
町	葉山町	95.2	100.1	7.5	4.7	5,815	523
	寒川町	87.2	91.0	10.3	6.7	12,507	667
	大磯町	85.4	88.6	12.9	8.5	7,928	530
	二宮町	93.9	99.4	10.0	4.0	5,994	191
	中井町	79.7	79.7	10.2	7.2	2,594	668
	大井町	83.6	83.6	6.4	4.0	2,595	899
	松田町	97.0	103.2	9.7	4.9	3,381	274
	山北町	87.3	92.5	9.4	6.8	4,174	551
	開成町	80.3	84.1	9.8	8.3	3,481	317
	箱根町	93.5	95.9	14.5	11.5	9,504	366
	真鶴町	92.1	99.3	9.8	7.5	2,933	120
	湯河原町	96.3	101.1	14.9	12.0	7,871	218
	愛川町	79.5	82.7	6.8	5.4	6,541	1,663
	清川村	71.8	71.8	1.2	▲0.1	165	1,075
19年度計		89.6	93.2	11.5	8.4	4,107,120	97,811
18年度計		87.3	91.8	11.5	8.8	4,165,467	96,852
増減		2.3	1.4	0.0	▲0.4	▲58,347	959

- (注1) 経常収支比率、公債費負担比率起債制限比率の計は単純平均であり、増減はポイントを示す。  
(注2) 上記「減収補てん債及び臨時財政対策債」は、本来、地方税収及び普通交付税として収入される減収補てん債特例分(平成18年度は「減税補てん債」)及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた比率。  
(注3) 標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含んだ数値。

【歳入の状況】

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
地方税	1,696,057	55.7	1,599,482	53.0	96,575	6.0
地方譲与税	23,682	0.8	76,312	2.5	▲52,630	▲69.0
うち所得譲与税	-	-	52,350	1.7	▲52,350	皆減
各種交付金	126,322	4.1	126,817	4.2	▲496	▲0.4
うち地方消費税交付金	81,913	2.7	82,880	2.7	▲967	▲1.2
地方特例交付金等	10,239	0.3	48,162	1.6	▲37,923	▲78.7
地方交付税	20,664	0.7	37,457	1.2	▲16,792	▲44.8
国庫支出金	330,015	10.8	312,303	10.3	17,712	5.7
県支出金	102,202	3.4	80,557	2.7	21,644	26.9
繰入金	57,650	1.9	45,815	1.5	11,835	25.8
地方債	239,267	7.9	259,973	8.6	▲20,705	▲8.0
うち臨時財政対策債	73,123	2.4	81,294	2.7	▲8,171	▲10.1
うち減収補てん債特例分	2,894	0.1	16,452	0.5	▲13,559	▲82.4
うち退職手当債	7,021	0.2	1,605	0.1	5,416	337.5
その他	440,345	14.5	431,822	14.3	8,523	2.0
歳入合計	3,046,442	100.0	3,018,700	100.0	27,742	0.9

(注) 「地方債、うち減収補てん債特例分」の平成18年度の数値は「地方債うち減税補てん債」。

【地方税収の状況】

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
普通税	1,544,208	91.0	1,449,587	90.6	94,621	6.5
法定普通税	1,544,186	91.0	1,449,563	90.6	94,623	6.5
市町村民税	845,352	49.8	757,917	47.4	87,435	11.5
個人分	680,820	40.1	600,489	37.5	80,331	13.4
法人分	164,532	9.7	157,428	9.8	7,104	4.5
固定資産税	639,385	37.7	631,937	39.5	7,448	1.2
軽自動車税	5,525	0.3	5,263	0.3	262	5.0
市町村たばこ税	53,880	3.2	54,344	3.4	▲464	▲0.9
特別土地保有税	44	0.0	102	0.0	▲59	▲57.4
法定外普通税	22	0.0	24	0.0	▲3	▲10.8
目的税	151,849	9.0	149,895	9.4	1,954	1.3
都市計画税	120,876	7.1	119,566	7.5	1,310	1.1
事業所税	29,967	1.8	29,240	1.8	727	2.5
入湯税	1,006	0.1	1,089	0.1	▲83	▲7.6
旧法による税	-	-	-	-	-	-
地方税合計	1,696,057	100.0	1,599,482	100.0	96,575	6.0

## 【目的別歳出】

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
議 会 費	13,326	0.4	13,665	0.5	▲ 339	▲ 2.5
総 務 費	297,038	10.0	283,972	9.7	13,066	4.6
民 生 費	857,109	28.8	818,050	27.9	39,059	4.8
衛 生 費	263,852	8.9	272,168	9.3	▲ 8,317	▲ 3.1
労 働 費	7,766	0.3	8,275	0.3	▲ 509	▲ 6.2
農 林 水 産 業 費	13,923	0.5	14,297	0.5	▲ 375	▲ 2.6
商 工 費	144,622	4.9	116,787	4.0	27,835	23.8
土 木 費	573,421	19.3	584,480	19.9	▲ 11,059	▲ 1.9
消 防 費	106,236	3.6	107,566	3.7	▲ 1,330	▲ 1.2
教 育 費	291,194	9.8	287,580	9.8	3,614	1.3
災 害 復 旧 費	522	0.0	113	0.0	409	361.4
公 債 費	376,179	12.6	394,210	13.4	▲ 18,031	▲ 4.6
そ の 他	28,604	1.0	35,067	1.2	▲ 6,463	▲ 18.4
歳 出 合 計	2,973,791	100.0	2,936,231	100.0	37,560	1.3

## 【性質別歳出】

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
義務的経費	1,453,571	48.9	1,430,480	48.7	23,091	1.6
人件費	586,933	19.7	578,940	19.7	7,992	1.4
うち退職金	71,918	2.4	60,168	2.0	11,750	19.5
扶助費	491,834	16.5	459,138	15.6	32,696	7.1
公債費	374,805	12.6	392,402	13.4	▲ 17,597	▲ 4.5
投資的経費	418,913	14.1	434,535	14.8	▲ 15,622	▲ 3.6
普通建設事業費	418,391	14.1	434,422	14.8	▲ 16,031	▲ 3.7
うち補助事業費	148,054	5.0	148,453	5.1	▲ 399	▲ 0.3
うち単独事業費	255,053	8.6	267,550	9.1	▲ 12,497	▲ 4.7
その他の経費	1,101,307	37.0	1,071,215	36.5	30,091	2.8
うち物件費	354,384	11.9	338,634	11.5	15,749	4.7
うち補助費等	270,949	9.1	270,378	9.2	571	0.2
うち積立金	23,029	0.8	31,665	1.1	▲ 8,636	▲ 27.3
うち貸付金	160,996	5.4	141,703	4.8	19,293	13.6
うち繰出金	238,844	8.0	230,749	7.9	8,095	3.5
うち国民健康保険事業会計等	176,549	5.9	171,050	5.8	5,499	3.2
歳出合計	2,973,791	100.0	2,936,231	100.0	37,560	1.3

(注1) 性質別歳出「うち国民健康保険事業会計等」は、国民健康保険事業会計(事業勘定)、老人保健医療事業会計及び介護保険事業会計(保険事業勘定)に対する繰出金の内数である。

(注2) 目的別歳出の公債費－性質別歳出の公債費＝公債関係の事務取扱いに要した経費等(発行手数料等)

(注3) 投資的経費の「うち補助事業費」には国直轄事業負担金及び受託事業費(補助)は含まず、「うち単独事業費」には県営事業負担金、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費(単独)は含まない。

## 2 市町村公営企業決算(見込)の概要

### (1) 平成19年度 市町村公営企業決算(見込)のポイント

- 決算規模は、前年度と比べ1,516億56百万円、15.4%の大幅な増加(公的資金補償金免除繰上償還の影響を除くと76億27百万円、0.8%の増)
- 全事業の収支は、133億56百万円の黒字で、黒字額は前年度より▲1億96百万円減少
- 職員数は、前年度と比べ▲536人、▲3.5%の減少で6年連続で減少
- 建設投資額、企業債現在高は、5年連続で減少
- 全事業の収支は、職員数の減少及び料金収入の増加等により改善が見られ、黒字を継続しているが、一部の事業で累積欠損金等が増加している点もあり、今後とも経営改革を進めていくことが必要

#### 【事業数】

- ・ 公営企業は、上・下水道事業、病院事業、交通事業をはじめとして県内全市町村で実施されている。
- ・ 平成19年度末の事業数は、14業種100事業で、前年度と同数となっている。

#### 【職員数】

- ・ 平成19年度末の職員数は、14,718人で、前年度と比べ▲536人、▲3.5%減少しており、全体の職員数は6年連続の減少となっている。

#### 【決算規模(支出ベース)】

- ・ 公営企業の決算規模は、1兆1,373億27百万円で前年度と比べ1,516億56百万円、15.4%と大幅な増加となっている。(公的資金補償金免除繰上償還の影響を除くと、9,932億98百万円で、前年度と比べ76億27百万円、0.8%の増加となっている。)

#### 【経営状況(純損益・実質収支ベース)】

- ・ 全体の収支は、133億56百万円の黒字であるが、黒字額は前年度と比べ▲1億96百万円、▲1.4%の減少となっている。
- ・ 100事業中、黒字事業は89事業、赤字事業は11事業となっている。

#### 【料金収入】

- ・ 料金収入は、4,840億10百万円で、前年度と比べ258億9百万円、5.6%の増加となっている。
- ・ 観光施設事業及び交通事業等で減少したものの、宅地造成事業及び病院事業等の増加により、全体としては増加となっている。

#### 【企業債】

- ・ 企業債の発行額は、3,366億46百万円で、前年度と比べ1,361億77百万円、67.9%の大幅な増加となっている。(公的資金補償金免除繰上償還の影響を除くと、1,979億69百万円で、前年度と比べ▲25億1百万円、▲1.2%の減少となっている。)
- ・ 平成19年度末の企業債現在高は、3兆7,848億3百万円で、前年度と比べ▲842億28百万円、▲2.2%減少し、平成15年度以降5年連続の減少となっている。

#### 【他会計繰入金】

- ・ 他会計繰入金は、1,870億98百万円で、前年度と比べ▲143億43百万円、▲7.1%の減少となっている。
- ・ 基準内繰入金は、1,443億24百万円で、前年度と比べ▲59億86百万円、▲4.0%、基準外繰入金は、427億74百万円で、前年度と比べ▲83億57百万円、▲16.3%の大幅な減少となっている。
- ・ 公営企業の経営改善(職員数の減による職員給与費の減等)による費用削減等により、ピーク時(平成6年度:2,793億88百万円)の約7割弱(67.0%)の水準となっている。

## 【建設投資額】

- 建設投資額は、1,995億31百万円で、前年度と比べ▲146億69百万円、▲6.8%の減少となっている。
- 宅地造成事業及び病院事業の建設投資額の減少等により、全体の建設投資額は、平成15年度以降5年連続の減少となっている。

## 【累積欠損金】

- 平成19年度末の累積欠損金は、3,641億44百万円で、前年度と比べ70億81百万円、2.0%増加しており、4年連続で増加となっている。
- 下水道事業及び宅地造成事業等で減少したものの、交通事業及び病院事業では増加し、全体としては増加となっている。

## 【不良債務】

- 平成19年度末の不良債務は、74億10百万円で、前年度と比べ11億31百万円、18.0%の大幅な増加となっている。
- 交通事業及び病院事業で増加となっている。

(単位：百万円、%)

区 分		平成19年度 ①			平成18年度 ②			増 減 ③ (①-②)			増減率 ③/② ×100
1	事業数	100			100			0			0.0
2	職員数 (人)	14,718			15,254			▲ 536			▲ 3.5
3	決算規模	1,137,327			985,671			151,656			15.4
4 経営 状況	収支状況	黒字額	赤字額	差引	黒字額	赤字額	差引	黒字額	赤字額	差引	
		25,208	11,852	13,356	28,289	14,737	13,552	▲ 3,081	▲ 2,885	▲ 196	
	黒・赤字 別事業数	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	
		89	11	100	87	13	100	2	▲ 2	0	
5	料金収入	484,010			458,200			25,809			5.6
6 企業 債	発行額	336,646			200,469			136,177			67.9
	現在高	3,784,803			3,869,031			▲ 84,228			▲ 2.2
7	他会計 繰入金	187,098			201,441			▲ 14,343			▲ 7.1
8	建設 投資額	199,531			214,200			▲ 14,669			▲ 6.8
9	累 積 欠損金	364,144			357,063			7,081			2.0
10	不良債務	7,410			6,279			1,131			18.0

(注1) 33市町村の合計であり、市町村ごとに状況は異なる。また、数値については見込みであり、今後変動する  
場合がある。(以下の表同じ)

(注2) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合がある。また、増減率は、千円単位で算出  
したものである。(以下の表同じ)

## (2) 事業数

- 公営企業は上・下水道事業、病院事業、交通事業をはじめとして県内全市町村で実施。
- 平成19年度末の事業数は14業種100事業(法適用企業40事業、法非適用企業60事業)で、前年度と同数。

### (3) 職員数

- 平成19年度末の公営企業職員数は、14,718人で、前年度と比べ▲536人、▲3.5%減少しており、全体の職員数は6年連続で減少。
- 交通事業で▲335人(▲10.2%)、水道事業で▲136人(▲4.2%)、下水道事業で▲78人(▲3.4%)等、14業種中6業種で減少。

#### 【事業別職員数】

(単位：人、%)

事業名	平成19年度		平成18年度		増減	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道	3,095	21.0	3,231	21.2	▲136	▲4.2
簡易水道	5	0.0	5	0.0	0	-
工業用水道	156	1.1	162	1.1	▲6	▲3.7
交通	2,948	20.0	3,283	21.5	▲335	▲10.2
電気	2	0.0	2	0.0	0	-
病院	5,944	40.4	5,920	38.8	24	0.4
下水道	2,218	15.1	2,296	15.1	▲78	▲3.4
港湾整備	49	0.3	37	0.2	12	32.4
市場	130	0.9	134	0.9	▲4	▲3.0
と畜場	26	0.2	26	0.2	0	-
観光施設	13	0.1	13	0.1	0	-
宅地造成	93	0.6	106	0.7	▲13	▲12.3
駐車場整備	0	-	0	-	0	-
介護サービス	39	0.3	39	0.3	0	-
計	14,718	100.0	15,254	100.0	▲536	▲3.5

### (4) 決算規模（支出ベース）

- 公営企業の決算規模は、1兆1,373億27百万円で、前年度と比べ1,516億56百万円、15.4%の大幅な増加。
- 公的資金補償金免除繰上償還の実施に伴う企業債償還金の増加により、全体として増加しているものの、この影響を除く決算規模は前年度と比べ76億27百万円、0.8%の増加。
- 観光施設事業及び電気事業等では減少したものの、下水道事業及び水道事業等における増加により、全体としては増加。
- 普通会計の歳出総額2兆9,737億91百万円の38.2%に相当。

#### 【事業別決算規模】

(単位：百万円、%)

事業名	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道	187,934	16.5	170,624	17.3	17,309	10.1
簡易水道	250	0.0	243	0.0	7	2.8
工業用水道	11,355	1.0	10,635	1.1	721	6.8
交通	143,227	12.6	132,315	13.4	10,912	8.2
電気	43	0.0	528	0.1	▲484	▲91.8
病院	154,521	13.6	147,534	15.0	6,987	4.7
下水道	537,003	47.2	426,308	43.3	110,695	26.0
港湾整備	3,321	0.3	3,206	0.3	115	3.6
市場	7,396	0.7	7,599	0.8	▲203	▲2.7
と畜場	3,440	0.3	3,340	0.3	100	3.0
観光施設	2,172	0.2	7,366	0.7	▲5,194	▲70.5
宅地造成	81,076	7.1	71,601	7.3	9,476	13.2
駐車場整備	5,030	0.4	3,726	0.4	1,304	35.0
介護サービス	559	0.0	647	0.1	▲88	▲13.6
計	1,137,327	100.0	985,671	100.0	151,656	15.4
うち公的資金補償金免除繰上償還の影響を除く計	993,298	100.0	985,671	100.0	7,627	0.8

(5) 経営状況（純損益・実質収支ベース）

- ・ 公営企業全体の収支は、133億56百万円の黒字で、平成15年度から5年連続で黒字となっているものの、黒字額は前年度と比べ▲1億96百万円、▲1.4%の減少。
- ・ 100事業中、黒字事業は89事業、赤字事業は11事業（前年度の黒字事業は87事業、赤字事業は13事業）。

【事業別収支の状況】

（単位：百万円、％）

事業名	年度	平成19年度			平成18年度			増減額	
		黒字額	赤字額	差引	黒字額	赤字額	差引	差引	増減率
水道		12,069	0	12,069	12,637	0	12,637	▲ 568	▲ 4.5
簡易水道		32	0	32	24	0	24	7	30.0
工業用水道		763	0	763	633	35	598	165	27.6
交通		1,217	3,250	▲ 2,033	0	5,487	▲ 5,487	3,454	▲ 63.0
電気		44	0	44	0	0	0	44	皆増
病院		0	8,603	▲ 8,603	182	9,127	▲ 8,945	342	▲ 3.8
下水道		6,278	0	6,278	6,824	0	6,824	▲ 546	▲ 8.0
港湾整備		1,001	0	1,001	985	0	985	16	1.6
市場		103	0	103	186	0	186	▲ 83	▲ 44.6
と畜場		199	0	199	287	0	287	▲ 88	▲ 30.6
観光施設		109	0	109	118	0	118	▲ 9	▲ 8.0
宅地造成		2,917	0	2,917	5,955	89	5,866	▲ 2,949	▲ 50.3
駐車場整備		436	0	436	417	0	417	19	4.5
介護サービス		40	0	40	41	0	41	▲ 1	▲ 2.2
計		25,208	11,852	13,356	28,289	14,737	13,552	▲ 196	▲ 1.4

【事業別黒字・赤字事業数】

（単位：事業）

事業名	年度	平成19年度			平成18年度			増減
		黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	計
水道		17	-	17	17	-	17	-
簡易水道		3	-	3	3	-	3	-
工業用水道		2	-	2	1	1	2	-
交通		3	1	4	1	3	4	-
電気		1	-	1	1	-	1	-
病院		-	10	10	2	8	10	-
下水道		36	-	36	36	-	36	-
港湾整備		3	-	3	3	-	3	-
市場		6	-	6	6	-	6	-
と畜場		1	-	1	1	-	1	-
観光施設		5	-	5	5	-	5	-
宅地造成		4	-	4	3	1	4	-
駐車場整備		5	-	5	5	-	5	-
介護サービス		3	-	3	3	-	3	-
計		89	11	100	87	13	100	-

## (6) 料金収入

- ・ 料金収入は、4,840億10百万円で、前年度と比べ258億9百万円、5.6%の増加。
- ・ 観光施設事業及び交通事業等では減少したものの、横浜市の宅地造成事業における土地売却収益の増加、病院事業における、横浜市の3病院(※)及び川崎市多摩病院の入院患者数の増加等により、全体としては増加。

※ 横浜市の3病院＝市民病院、みなと赤十字病院、脳血管医療センター

### 【料金収入の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道(含む簡水)	118,316	24.4	118,039	25.8	277	0.2
工業用水道	10,519	2.2	10,562	2.3	▲43	▲0.4
交通	60,371	12.5	61,215	13.4	▲844	▲1.4
電気	15	0.0	0	-	15	皆増
病院	115,468	23.9	111,988	24.4	3,480	3.1
下水道	134,579	27.8	132,684	29.0	1,895	1.4
港湾整備	3,006	0.6	3,090	0.7	▲84	▲2.7
市場	3,362	0.7	3,334	0.7	28	0.8
と畜場	232	0.0	242	0.1	▲10	▲4.2
観光施設	2,191	0.5	4,069	0.9	▲1,878	▲46.2
宅地造成	34,069	7.0	11,018	2.4	23,050	209.2
駐車場整備	1,655	0.3	1,721	0.4	▲67	▲3.9
介護サービス	228	0.0	239	0.1	▲11	▲4.7
計	484,010	100.0	458,200	100.0	25,809	5.6

## (7) 企業債

### ア 企業債発行額

- ・ 企業債の発行額は、3,366億46百万円で、前年度と比べ1,361億77百万円、67.9%の大幅な増加。
- ・ 公的資金補償金免除繰上償還の実施に伴う借換債発行額の増加により、全体としては増加しているものの、この影響を除く企業債発行額は前年度と比べ▲25億1百万円、▲1.2%の減少。
- ・ 宅地造成事業及び電気事業等では減少したものの、下水道事業及び水道事業等における増加により、全体としては増加。

### 【企業債発行額の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道(含む簡水)	29,438	8.7	16,662	8.3	12,776	76.7
工業用水道	243	0.1	126	0.1	117	92.9
交通	44,570	13.2	34,566	17.2	10,004	28.9
電気	0	-	291	0.1	▲291	皆減
病院	5,732	1.7	4,683	2.3	1,050	22.4
下水道	238,376	70.8	117,993	58.9	120,384	102.0
港湾整備	0	-	0	-	0	-
市場	99	0.0	0	-	99	皆増
と畜場	165	0.0	0	-	165	皆増
観光施設	30	0.0	50	0.0	▲20	▲40.0
宅地造成	16,629	4.9	25,700	12.8	▲9,071	▲35.3
駐車場整備	1,363	0.4	400	0.2	963	240.8
介護サービス	0	-	0	-	0	-
計	336,646	100.0	200,469	100.0	136,177	67.9
うち公的資金補償金免除繰上償還の影響を除く計	197,969	100.0	200,469	100.0	▲2,501	▲1.2

## イ 企業債現在高

- 平成19年度末の企業債現在高は、3兆7,848億3百万円で、前年度と比べ▲842億280万円、▲2.2%の減少。
- 統計調査開始(昭和56年度)以来、企業債残高が初めて減少に転じた平成15年度以降5年連続で減少。

### 【企業債現在高の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道(含む簡水)	326,309	8.6	338,541	8.8	▲12,232	▲3.6
工業用水道	15,033	0.4	16,190	0.4	▲1,157	▲7.1
交通	535,124	14.1	530,698	13.7	4,426	0.8
電気	280	0.0	291	0.0	▲11	▲3.6
病院	183,747	4.9	187,616	4.8	▲3,869	▲2.1
下水道	2,346,598	62.0	2,399,031	62.0	▲52,433	▲2.2
港湾整備	3,577	0.1	4,488	0.1	▲911	▲20.3
市場	15,436	0.4	17,906	0.5	▲2,470	▲13.8
と畜場	5,692	0.2	5,900	0.2	▲208	▲3.5
観光施設	5,991	0.2	6,017	0.2	▲26	▲0.4
宅地造成	325,479	8.6	340,120	8.8	▲14,641	▲4.3
駐車場整備	20,810	0.5	21,473	0.6	▲663	▲3.1
介護サービス	727	0.0	760	0.0	▲33	▲4.4
計	3,784,803	100.0	3,869,031	100.0	▲84,228	▲2.2

## (8) 他会計繰入金

- 他会計繰入金は、1,870億98百万円で、前年度と比べ▲143億43百万円、▲7.1%の減少。
- 基準内繰入金は、1,443億24百万円で、前年度と比べ▲59億86百万円、▲4.0%、基準外繰入金は、427億74百万円で、前年度と比べ▲83億57百万円、▲16.3%の大幅な減少。
- 繰入額が大きい主な事業は、下水道事業が1,295億7百万円(全体の69.2%)で最も多く、次いで病院事業217億32百万円(同11.6%)、交通事業207億98百万円(同11.1%)。
- 公営企業の経営改善(職員数の減による職員給与費の減等)による費用削減等により、ピーク時(平成6年度：2,793億88百万円)の約7割弱(67.0%)の水準。

### 【他会計繰入金の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道(含む簡水)	3,336	1.8	3,845	1.9	▲509	▲13.2
工業用水道	146	0.1	175	0.1	▲29	▲16.5
交通	20,798	11.1	26,233	13.0	▲5,435	▲20.7
電気	0	-	18	0.0	▲18	皆減
病院	21,732	11.6	22,186	11.0	▲454	▲2.0
下水道	129,507	69.2	135,871	67.4	▲6,365	▲4.7
港湾整備	27	0.0	30	0.0	▲3	▲9.3
市場	3,011	1.6	3,405	1.7	▲394	▲11.6
と畜場	2,106	1.1	2,242	1.1	▲136	▲6.1
観光施設	0	-	5	0.0	▲5	皆減
宅地造成	4,387	2.3	5,320	2.6	▲932	▲17.5
駐車場整備	1,727	0.9	1,717	0.9	10	0.6
介護サービス	322	0.2	395	0.2	▲73	▲18.6
計	187,098	100.0	201,441	100.0	▲14,343	▲7.1
うち基準内	144,324	77.1	150,310	74.6	▲5,986	▲4.0
うち基準外	42,774	22.9	51,131	25.4	▲8,357	▲16.3

(9) 建設投資額

- 建設投資額は、1,995億31百万円で、前年度と比べ▲146億69百万円、▲6.8%の減少。
- 下水道事業の普及率の上昇(平成19年度末で95.1%)に伴う新たな設備投資の縮小、横浜市の宅地造成事業(市街地再開発事業)の減少等により、全体の建設投資額は平成15年度以降5年連続で減少。

【建設投資額の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道(含む簡水)	38,172	19.1	38,353	17.9	▲180	▲0.5
工業用水道	1,750	0.9	1,194	0.6	556	46.6
交通	44,934	22.5	42,181	19.7	2,752	6.5
電気	0	-	518	0.2	▲518	皆減
病院	6,399	3.2	8,290	3.9	▲1,891	▲22.8
下水道	95,721	48.0	104,818	48.9	▲9,097	▲8.7
港湾整備	15	0.0	18	0.0	▲3	▲14.0
市場	472	0.2	236	0.1	236	100.1
と畜場	186	0.1	15	0.0	172	1,177.5
観光施設	176	0.1	434	0.2	▲258	▲59.5
宅地造成	10,333	5.2	17,717	8.3	▲7,384	▲41.7
駐車場整備	1,372	0.7	425	0.2	947	222.5
介護サービス	0	-	0	-	0	-
計	199,531	100.0	214,200	100.0	▲14,669	▲6.8

(10) 累積欠損金

- 平成19年度末の累積欠損金は、3,641億44百万円で、前年度と比べ70億81百万円、2.0%増加しており、4年連続で増加。
- 下水道事業及び宅地造成事業等で減少したものの、病院事業及び交通事業では増加し、全体としては増加。

【累積欠損金の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道(含む簡水)	406	0.1	438	0.1	▲32	▲7.2
工業用水道	0	-	0	-	0	-
交通	243,371	66.8	241,069	67.5	2,302	1.0
電気	0	-	0	-	0	-
病院	67,102	18.4	58,935	16.5	8,168	13.9
下水道	53,264	14.6	56,238	15.8	▲2,974	▲5.3
港湾整備	0	-	0	-	0	-
市場	0	-	0	-	0	-
と畜場	0	-	0	-	0	-
観光施設	0	-	0	-	0	-
宅地造成	0	-	383	0.1	▲383	皆減
駐車場整備	0	-	0	-	0	-
介護サービス	0	-	0	-	0	-
計	364,144	100.0	357,063	100.0	7,081	2.0

## (11) 不良債務

- 平成19年度末の不良債務は、74億10百万円で、前年度と比べ11億31百万円、18.0%の大幅な増加。
- 横浜市の交通事業(都市高速鉄道事業)及び三浦市の病院事業における増加により、全体としても増加。

### 【不良債務の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
水道(含む簡水)	0	-	0	-	0	-
工業用水道	0	-	0	-	0	-
交通	6,849	92.4	6,110	97.3	739	12.1
電気	0	-	0	-	0	-
病院	561	7.6	169	2.7	392	232.0
下水道	0	-	0	-	0	-
港湾整備	0	-	0	-	0	-
市場	0	-	0	-	0	-
と畜場	0	-	0	-	0	-
観光施設	0	-	0	-	0	-
宅地造成	0	-	0	-	0	-
駐車場整備	0	-	0	-	0	-
介護サービス	0	-	0	-	0	-
計	7,410	100.0	6,279	100.0	1,131	18.0

【平成19年度 市町村公営企業の団体別設置状況】

(平成20年3月31日現在)

事業名 団体名	1 水道事業	2 工業用水道	3 交通事業		4 電気事業	5 病院事業	6 簡易水道事業	7 下水道事業	8 港湾事業	9 市場事業	10 と畜場事業	11 観光事業	12 宅地造成事業		13 駐車場整備	14 介護サービス	◎ 法適用	○ 法非適用	計	
			(1) 送自動車運	(2) 事高速鉄道									(1) 造成海土地	(2) 事その他						
横浜市	◎	◎	◎	◎	○	◎ (3)		◎	○	○ (2)	○	○	◎ (4)	○ (2)	○ (6)		7 (12)	7 (14)	14 (26)	
川崎市	◎	◎	◎	◎		◎ (3)		◎	○	○ (2)		○				○	6 (8)	4 (5)	10 (13)	
横須賀市	◎					◎ (2)		◎	○				◎ (2)				4 (6)	1 (1)	5 (7)	
平塚市						◎		○ <sup>2</sup>		○							1 (1)	3 (3)	4 (4)	
鎌倉市								○										1 (1)	1 (1)	2 (2)
藤沢市						◎		◎		○				○ (2)	○		2 (2)	3 (4)	5 (6)	
小田原市	◎					◎		○		○ (2)		○ (2)					2 (2)	3 (5)	5 (7)	
茅ヶ崎市						◎		○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
逗子市								○										1 (1)	1 (1)	2 (2)
相模原市							○	○ <sup>2</sup>							○ (5)			4 (8)	4 (8)	8 (8)
三浦市	◎					◎		○		○ (2)							2 (2)	2 (3)	4 (5)	
秦野市	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
厚木市						◎		○							○		1 (1)	2 (2)	3 (3)	
大和市						◎		○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
伊勢原市								○							○			2 (2)	2 (2)	4 (4)
海老名市								○										1 (1)	1 (1)	2 (2)
座間市	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
南足柄市	◎							○								○ <sup>2</sup>	1 (1)	3 (3)	4 (4)	
綾瀬市								○										1 (1)	1 (1)	2 (2)
葉山町								○										1 (1)	1 (1)	2 (2)
寒川町								○										1 (1)	1 (1)	2 (2)
大磯町								○										1 (1)	1 (1)	2 (2)
二宮町								○										1 (1)	1 (1)	2 (2)
中井町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
大井町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
松田町	◎						○	○									1 (1)	2 (2)	3 (3)	
山北町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
開成町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
箱根町	◎							○				○					1 (1)	2 (2)	3 (3)	
真鶴町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
湯河原町	◎							○ <sup>2</sup>				◎					2 (2)	2 (2)	4 (4)	
愛川町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
清川村							○	○										2 (2)	2 (2)	4 (4)
県計	◎	17 (17)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	10 (15)		4 (4)				1 (1)	2 (6)				40 (49)		100 (125)	
○						1 (1)	3 (3)	32 (32)	3 (3)	6 (10)	1 (1)	4 (5)	2 (4)	5 (14)	3 (3)			60 (76)		

(注1) 交通事業のうち軌道事業と船舶運航事業、ガス事業、有料道路事業、その他事業については設置団体なし。  
(注2) 法適用企業：地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業。(ただし、競馬、競輪、競艇等の収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業は除く。)  
(注3) 法非適用企業：地方財政法第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている、同法施行令第37条に掲げる事業と有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、法適用企業を除いたもの。  
(注4) ( )内は施設数を示す。施設数については、病院・市場・観光・駐車場整備事業では当該事業を実施している施設数を、宅地造成事業では造成地区数を表している。(その他の事業では1事業=1施設としている。)  
(注5) 下水道事業：平塚市、相模原市は公共下水道、農業集落排水事業、湯河原町は公共下水道と特定環境保全公共下水道、清川村は特定環境保全公共下水道、その他市町は公共下水道。  
(注6) 観光事業：横浜市は墓園、川崎市はゴルフ場、小田原市は小田原城天守閣と小田原城歴史見聞館、箱根町と湯河原町は温泉供給事業。  
(注7) 介護サービス事業：川崎市は介護老人保健施設、南足柄市はデイサービスセンターと訪問看護ステーション。

### 3 健全化判断比率及び資金不足比率(暫定値)について

#### (1) 平成19年度 健全化判断比率及び資金不足比率(暫定値)のポイント

- 健全化判断比率の4指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)は、県内市町村いずれも「早期健全化基準」を下回る比率を計上
- 資金不足比率は、県内市町村では、三浦市の病院事業会計が「経営健全化基準」を超過

#### (2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

##### 【地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標の公表について】

- ・ 平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「法」という。)」が公布され、平成20年度(平成19年度決算)から、地方公共団体は、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられた。
- ・ 平成21年度(平成20年度決算)からは、早期健全化基準・財政再生基準及び経営健全化基準の適用により、基準を上回った地方公共団体においては、それぞれ法に基づくスキームに従って財政健全化、経営健全化を図ることが義務付けられている。
- ・ 財政指標の公表については、国では決算統計速報値と併せた財政指標暫定値の公表、決算統計確報値と併せた財政指標確定値の公表と、2段階での公表を行うこととしており、神奈川県内の市町村に関する財政指標についても、国の公表に併せて行うこととした。

※ 今回公表する暫定値は平成20年9月5日現在のものであり、その後各市町村が議会に報告等を行い確定した健全化判断比率等と異なる場合がある。

##### 【市町村早期健全化基準等】(以下ア・イ・ウの記載内容は平成20年度決算から適用)

###### ア 早期健全化基準

- ・ 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、「財政健全化計画」を定めなければならない。
- ・ 「財政健全化計画」について、市町村は、個別外部監査を実施した上で議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事及び総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。
- ・ また、県及び国は、市町村から報告を受けた「財政健全化計画」及びその実施状況を公表しなければならない。

###### イ 財政再生基準

- ・ 健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、「財政再生計画」を定めなければならない。
- ・ 「財政再生計画」について、市町村(「財政再生計画」を定めた財政再生団体)は、個別外部監査を実施した上で議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。(国の公表義務は「財政健全化計画」と同様)
- ・ なお、財政再生団体は、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができなくなる。  
ただし、「財政再生計画」が総務大臣の同意を得た場合は、財政再生団体は、再生振替特例債を総務大臣の許可を受け発行することができる。

【健全化判断比率】

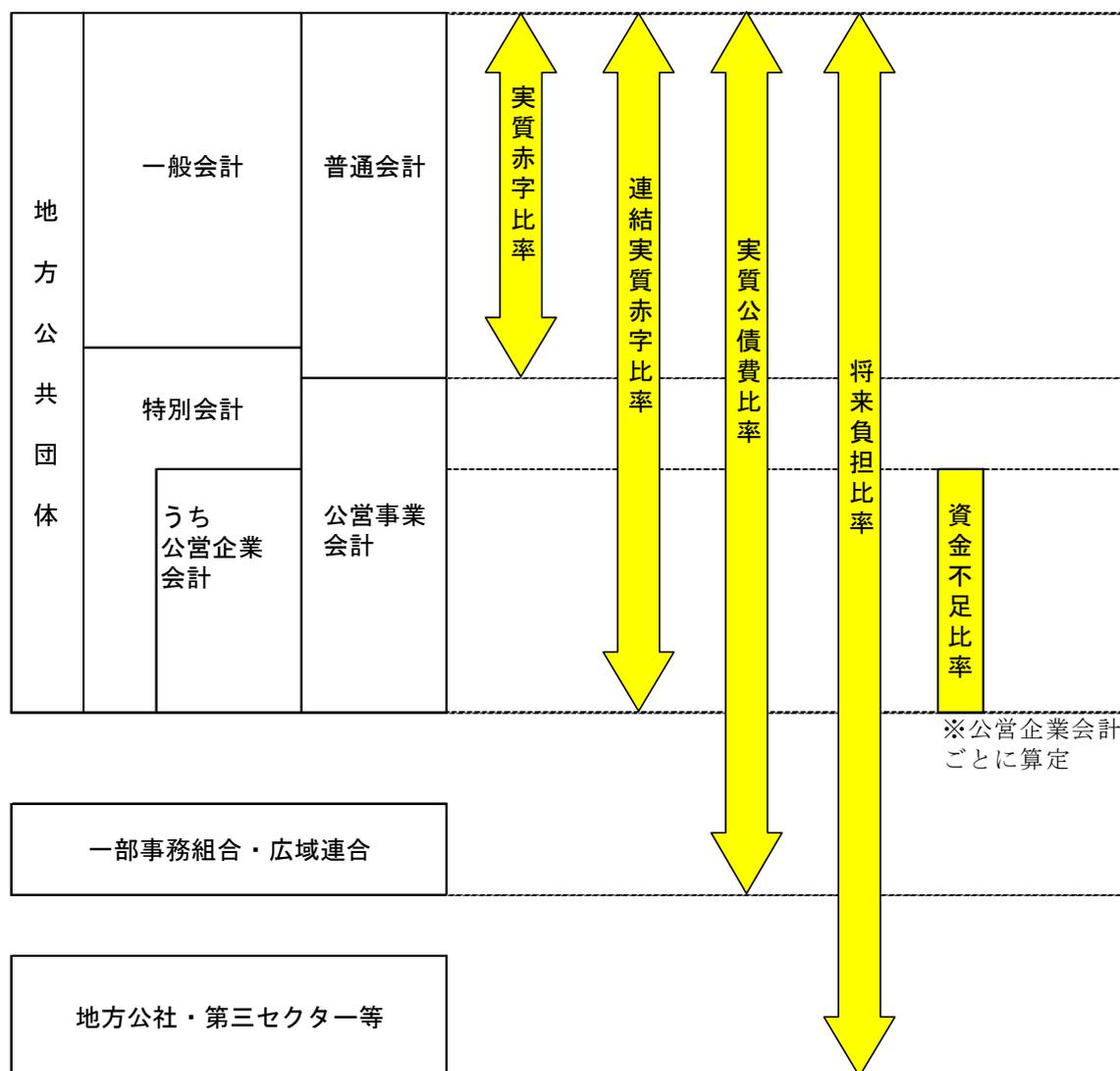
区 分	早期健全化基準	財政再生基準	＜参考＞地方債許可制移行基準
実質赤字比率	各団体の標準財政規模に 応じて11.25%～15.00%	20.0%	各団体の標準財政規模に 応じて2.5%～10.0%
連結実質赤字比率	各団体の標準財政規模に 応じて16.25%～20.00%	40.0%※	—
実質公債費比率	25.0%	35.0%	18.0%
将来負担比率	350% (政令指定都市は400%)	—	—

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準は、法本則の規定は30.0%であるが、経過措置により、平成20年度及び21年度決算は40.0%、平成22年度決算は35.0%が適用される。

ウ 経営健全化基準(公営企業会計のみ適用)

- ・ 資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)以上の場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。
- ・ 「経営健全化計画」について、公営企業(「経営健全化計画」を定めた経営健全化団体)は、個別外部監査を実施した上で議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事及び総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。
- ・ また、県及び国は、公営企業から報告を受けた「経営健全化計画」及びその実施状況を公表しなければならない。

【健全化判断比率等の対象会計等について】



### (3) 県内市町村の概況

#### ア 健全化判断比率

##### (7) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模(人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があるもの。

県内市町村においては、実質収支において赤字を計上した市町村がないため、実質赤字比率が計上された団体はない。

##### (4) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があるもの。

県内市町村においては、公営企業等も含めた連結ベースにおいても、収支差額において赤字を計上した市町村がないため、連結実質赤字比率についても計上された団体はない。

##### (5) 実質公債費比率

地方公共団体の財政規模、いわば”身の丈”に見合った借金の返済額となっているかを判断する指標であり、18.0%以上となると起債にあたって知事(政令指定都市は総務大臣)の許可が必要となり、25.0%以上となると一部の起債発行が制限されることとなる。

県内市町村の状況を見ると、県内では最も比率が高い横浜市が起債許可基準を超える20.6%となっているほかは、他の市町村においては起債許可基準を超える比率を計上した団体はない。

##### (1) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(将来負担額)の、標準財政規模等に対する比率であり、これらの負債が今後の財政運営を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。

県内市町村の状況を見ると、最も比率が高い横浜市が292.7%、次いで箱根町が208.3%となっているが、県内団体において、早期健全化基準を超える比率を計上した団体はない。

なお、基金や都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)などの充当可能財源等が将来負担額を超えたため、将来負担比率が計上されなかった団体が3団体(海老名市、愛川町、清川村)ある。

#### イ 資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業単位による事業の規模に対する資金不足額の比率であり、これが生じた場合には、早期の資金不足解消に向けた取組みが必要となるもの。

平成19年度決算においては、資金不足が生じた公営企業は、三浦市の病院事業会計のみであり、かつ、経営健全化基準を超過した公営企業となっている。

【健全化判断比率等一覧表】

(単位：%)

市町村名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債 費比率	将来負担 比率	資金不足 比率
		早期健全化基準		早期健全化基準			
横浜市	—	11.25	—	16.25	20.6	292.7	全13会計 —
川崎市	—	11.25	—	16.25	16.3	147.3	全9会計 —
政令市平均	—	-----	—	-----	18.5	220.0	
横須賀市	—	11.25	—	16.25	5.4	96.2	全4会計 —
平塚市	—	11.25	—	16.25	5.6	28.9	全4会計 —
鎌倉市	—	11.53	—	16.53	4.3	67.2	全1会計 —
藤沢市	—	11.25	—	16.25	9.6	46.4	全3会計 —
小田原市	—	11.51	—	16.51	12.9	115.8	全5会計 —
茅ヶ崎市	—	11.49	—	16.49	4.7	25.3	全2会計 —
逗子市	—	13.13	—	18.13	4.4	100.3	全1会計 —
相模原市	—	11.25	—	16.25	4.8	33.1	全3会計 —
三浦市	—	13.43	—	18.43	8.4	146.8	病院事業会計26.5 他3会計 —
秦野市	—	11.88	—	16.88	8.2	87.9	全2会計 —
厚木市	—	11.25	—	16.25	5.7	63.5	全2会計 —
大和市	—	11.46	—	16.46	10.0	63.5	全2会計 —
伊勢原市	—	12.53	—	17.53	7.2	84.5	全1会計 —
海老名市	—	12.11	—	17.11	3.2	—	全1会計 —
座間市	—	12.39	—	17.39	9.4	78.1	全2会計 —
南足柄市	—	13.43	—	18.43	5.1	87.3	全2会計 —
綾瀬市	—	12.72	—	17.72	9.7	91.1	全1会計 —
他都市平均	—	-----	—	-----	7.0	76.0	—
葉山町	—	14.27	—	19.27	1.9	4.9	全1会計 —
寒川町	—	13.26	—	18.26	5.2	72.5	全1会計 —
大磯町	—	14.31	—	19.31	11.4	122.3	全1会計 —
二宮町	—	14.75	—	19.75	5.6	92.6	全1会計 —
中井町	—	15.00	—	20.00	12.9	58.6	全2会計 —
大井町	—	15.00	—	20.00	7.6	30.3	全2会計 —
松田町	—	15.00	—	20.00	8.4	109.1	全3会計 —
山北町	—	15.00	—	20.00	11.3	109.7	全2会計 —
開成町	—	15.00	—	20.00	15.4	106.6	全2会計 —
箱根町	—	14.23	—	19.23	11.1	208.3	全3会計 —
真鶴町	—	15.00	—	20.00	9.3	149.4	全2会計 —
湯河原町	—	14.73	—	19.73	10.7	130.1	全3会計 —
愛川町	—	13.44	—	18.44	3.6	—	全2会計 —
清川村	—	15.00	—	20.00	1.1	—	全2会計 —
町村平均	—	-----	—	-----	8.3	99.5	—
政令除き県内平均	—	-----	—	-----	7.6	86.1	—
県内平均	—	-----	—	-----	8.2	95.0	—

(注) 上記平均は、単純平均。なお、将来負担比率の平均は、将来負担比率が計上されなかった海老名市、愛川町、清川村を除いた平均値となる。

### ○ 普通会計

地方公共団体が設置する様々な会計を、団体間の比較や時系列比較を可能とするため、全国共通のルールに基づき、一般会計とその他特別会計を区分し直した地方財政統計上の会計区分。

なお、公営事業会計に属する、公営企業会計(水道・交通・病院・下水道等)、収益事業会計(競馬・競輪・競艇等)、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計等は、普通会計から除かれる。

### ○ 決算規模

普通会計においては、歳入総額及び歳出総額、公営企業会計においては、普通会計の歳出総額に相当する額をいう。

- ・ 法適用企業 = 経常費用 - 減価償却費 + 資本的支出
- ・ 法非適用企業 = 総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 繰上充用金

### ○ 形式収支

歳入総額 - 歳出総額

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額。その年度内に収入された現金(前年度からの繰越金を含む)と支出した現金との差額。

### ○ 実質収支

形式収支(歳入歳出差引額)から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた後の純剰余金又は純損失のこと。

家計に例えれば、前年からの繰越金と今年の収入から、今年の支出と翌年に支払うこととなる経費を引いた後の、手元に残ったお金のこと。

### ○ 単年度収支

当年度の実質収支 - 前年度の実質収支

実質収支には過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれているので、その影響を除いた当該年度のみでの収支であり、実質収支の前年度からの増減を示す。

家計に例えれば、前年からの繰越し等を除いた、その年のみの収入と支出の差。

### ○ 実質単年度収支

単年度収支 + 財政調整基金積立額 - 財政調整基金取崩額 + 地方債繰上償還額

単年度収支から、実質的な赤字・黒字要素を加減したもので、当該年度の実質的な収支を把握するための指標。

家計に例えれば、貯金の出し入れや、ローンの繰り上げ返済がなかったものとして計算した、収支を実質的に表す数字。

### ○ 経常収支比率

経常的経費充当一般財源等 ÷ 経常一般財源等収入額

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合で、財政の弾力性の指標。

家計に例えれば、毎月の給料が、食費、光熱費及びローンなど経常的な支払いにどの程度充てられているかを表すもの。

## ○ 公債費負担比率

### 公債費充当一般財源等÷一般財源等収入額

一般財源(財源の用途が特定されず、どのような経費にでも使用できる財源)の総額に対する、公債費の支出に必要な一般財源の割合。この率が高いほど、財政運営上の硬直性の高まりを示している。

家計に例えれば、ローンの支払いに充てられる給料の割合。

## ○ 起債制限比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出の合計額(地方交付税措置分を除く。)に充当された一般財源の標準財政規模(普通交付税において算入された公債費を除く。)に対する割合で、過去3年間の平均値。

なお、起債制限比率が20%以上で実質公債費比率が25%以上の市町村については、一定の地方債の発行が制限される。

## ○ 義務的経費

支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な経費(人件費、扶助費、公債費)

## ○ 公債費

借入金である地方債の返済等に必要な経費

## ○ 扶助費

社会保障の一環として、生活困窮者や児童、高齢者などに対し、法令や地方公共団体の条例等に基づき支給する経費

## ○ 投資的経費

道路や公園、学校等の社会資本の整備に支出される経費(普通建設事業費、災害復旧事業費)

## ○ 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すもので、当該団体の標準的な税収入額に地方譲与税、交通安全対策特別交付金、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を合算したもの。

## ○ 純損益・実質収支

- ・ 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業は実質収支による。  
なお、収支が0の場合は黒字としている。
- ・ 純損益 = 総収益(=営業収益+営業外収益+特別利益) - 総費用(=営業費用+営業外費用+特別損失)
- ・ 実質収支 = (総収益 - 総費用) + (資本的収入 - 資本的支出) - 積立金 + 前年度からの繰越金 - 前年度繰上充用金 + 収益的収支に充てた地方債 + 収益的収支に充てた他会計繰入金

## ○ 公営企業

地方公共団体が行う事業のうち、主として、その経費を当該事業に伴う収入をもって経営する事業で、法適用企業と法非適用企業に分類される。

## ○ 法適用企業

地方公営企業法を適用し、収支を債権・債務の発生でとらえる発生主義による企業会計方式で経理を行う企業。

## ○ 法非適用企業

地方公営企業法を適用せず、収支を実際の現金収支規模でとらえる現金主義による官庁会計方式を用い、かつ、特別会計方式で経理を行う企業。

## ○ 基準内繰入金

地方公営企業法第17条の2及び「平成19年度の地方公営企業繰出金について」（平成19年4月20日付け総務省自治財政局長通知）に基づいて算定されたものであり、下水道事業における雨水処理負担金など、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入を充てることが適当ではない経費等に対する一般会計等からの繰入金をいい、これ以外の繰入金を基準外繰入金という。

## ○ 建設投資額

資本的支出の建設改良費をいう。

## ○ 累積欠損金

法適用企業で、営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等により補てんが出来なかった各事業年度の損失(赤字)額が累積されたものをいう。

## ○ 不良債務

法適用企業において、貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額(翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を差し引いた額)を超える額をいう。

## ○ 公的資金補償金免除繰上償還

過去に高金利で借り入れた地方債の利子負担の軽減を図るため、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、補償金(将来の支払利息相当額)を免除した繰上償還を認める制度をいう。

なお、この制度を活用するには、行政改革の実施などを盛り込んだ財政健全化計画等を策定し、国の承認を受けることが必要となる。

## ○ 一般会計等

「一般会計等」とは、「一般会計」に一部の「特別会計(公営企業会計を除く公営事業会計)」を加えた会計区分をいう。

この「特別会計(公営事業会計)」とは、用途を特定した歳入の経理を明確化するために一般会計とは区分して設置されたものであり、原則として、貸付金返納や使用料など、その事業における収入をもって事業を実施している会計をいう。

「公営企業会計」とは、特別会計(公営事業会計)のうち、地方公営企業法を適用する「法適用企業」となる特別会計及び「法非適用企業」に区分される会計をいう。

なお、財政健全化法における「一般会計等」は、「普通会計」に近似した概念での会計区分であるが、「普通会計」は特別会計の事業単位で「一般会計」に連結する区分の方法を採っており、同法に基づく財政指標の「一般会計等」は、特別会計単位で「一般会計」に連結する方法を採るといった相違がある。

そのため、市町村の会計の設置形態によっては、「一般会計等」と「普通会計」とで差異が生じる場合もある。



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく  
健全化判断比率・資金不足比率市町村別個票

市町村名	ページ	市町村名	ページ
横浜市	29	葉山町	48
川崎市	30	寒川町	49
横須賀市	31	大磯町	50
平塚市	32	二宮町	51
鎌倉市	33	中井町	52
藤沢市	34	大井町	53
小田原市	35	松田町	54
茅ヶ崎市	36	山北町	55
逗子市	37	開成町	56
相模原市	38	箱根町	57
三浦市	39	真鶴町	58
秦野市	40	湯河原町	59
厚木市	41	愛川町	60
大和市	42	清川村	61
伊勢原市	43		
海老名市	44		
座間市	45		
南足柄市	46		
綾瀬市	47		

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 (+ + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )
平成19年度比率(暫定値)	-	-	20.6	292.7
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。
- 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。
- 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	782,275,116
	一般会計等実質収支	1,554,662
連結実質 赤字比率	標準財政規模	782,275,116
	連結実質収支	64,230,671
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	20.1
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	23.0
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	19.0
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	4,156,153,738
	充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込等)	2,202,604,192
	標準財政規模	782,275,116
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	114,928,392

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

<p><b>実質赤字比率</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が15億55百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、市債金会計、母子寡婦福祉資金会計、勤労者福祉資金会計、勤労者福祉共済事業費会計、公害被害者救済事業費会計及び公共事業用地費会計が含まれる。</li> </ul> <p><b>連結実質赤字比率</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険事業費会計では、実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では642億30百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業費会計、介護保険事業費会計、老人保健医療事業費会計、自動車駐車場事業費会計、交通災害共済事業費会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車事業会計、高速鉄道事業費会計、下水道事業会計、病院事業会計、埋立事業会計、港湾整備事業費会計、中央卸売市場費会計、中央と畜場費会計、新墓地事業費会計、風力発電事業費会計及び市街地開発事業費会計である。</li> </ul> <p><b>実質公債費比率</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる基準「18.0%」を上回る比率となっている。</li> <li>なお、横浜市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul> <p><b>将来負担比率</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額が、都市計画税や基金などの充当可能財源等を大きく上回っているが、将来負担比率は早期健全化基準を下回っている。</li> </ul>
---

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	80,904,151	19,795,491	-	20.0
工業用水道事業会計	2,757,645	1,534,522	-	
自動車事業会計	21,442,446	2,589,114	-	
高速鉄道事業会計	33,009,686	-	-	
下水道事業会計	117,500,695	13,862,188	-	
病院事業会計	298,885,552	1,689,965	-	
埋立事業会計	400,249,593	20,501,335	-	
港湾整備事業費会計	3,074,108	961,432	-	
中央卸売市場費会計	2,311,431	98,497	-	
中央と畜場費会計	310,238	199,440	-	
新墓園事業費会計	1,400,306	27,812	-	
風力発電事業費会計	60,041	22,060	-	
市街地開発事業費会計	41,147,038	-	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

13会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	16.3	147.3	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	400.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	305,696,602
	一般会計等実質収支	1,228,363
連結実質 赤字比率	標準財政規模	305,696,602
	連結実質収支	22,785,304
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	15.5
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	17.8
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	15.9
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	1,307,179,357
	充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込等)	919,403,279
	標準財政規模	305,696,602
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	42,548,062

4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

## 【各指標の解説】

## 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が12億28百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、公害健康被害補償事業特別会計、勤労者福祉共済事業特別会計、墓地整備事業特別会計、公共用地先行取得等事業特別会計及び公債管理特別会計が含まれる。

## 連結実質赤字比率

- 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では227億85百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護老人保健施設事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車運送事業会計、高速鉄道事業会計、卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計である。

## 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
- なお、川崎市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

## 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額や債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	26,775,005	1,736,642	-	20.0
下水道事業会計	37,011,490	164,572	-	
水道事業会計	31,458,790	12,358,525	-	
工業用水道事業会計	7,781,041	5,148,493	-	
自動車運送事業会計	7,824,890	632,115	-	
高速鉄道事業会計	-	37,380	-	
卸売市場事業特別会計	967,291	-	-	
港湾整備事業特別会計	933,374	39,164	-	
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	295,365	343,811	-	

5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

9会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )
平成19年度比率(暫定値)		-	-	5.4	96.2
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	81,739,896
	一般会計等実質収支	2,628,252
連結実質 赤字比率	標準財政規模	81,739,896
	連結実質収支	20,951,286
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	5.6
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	5.3
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	5.5
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	268,109,125
	充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込 等)	200,378,628
	標準財政規模	81,739,896
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	11,405,268

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が26億28百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、特別会計公園墓地事業費、特別会計母子寡婦福祉資金貸付事業費、特別会計公債管理費が含まれる。

連結実質赤字比率

- 特別会計老人保健医療費では、実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では209億51百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、特別会計国民健康保険費、特別会計介護保険費、特別会計老人保健医療費、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計、臨海土地造成事業会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、横須賀市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	11,037,168	5,594,495	-	20.0
下水道事業(公共下水道事業)	9,663,809	1,126,751	-	
病院事業会計	13,630,590	993,028	-	
臨海土地造成事業会計	8,054,030	7,767,948	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

4 会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )
平成19年度比率(暫定値)	-	-	5.6	28.9
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区分	金額	
実質赤字比率	標準財政規模	50,079,373
	一般会計等実質収支	1,695,107
連結実質赤字比率	標準財政規模	50,079,373
	連結実質収支	5,153,380
実質公債費比率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	6.0
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	5.8
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	5.2
将来負担比率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	117,421,458
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	104,568,129
	標準財政規模	50,079,373
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	5,632,062

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3カ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が16億95百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか都市施設用地取得事業特別会計が含まれる。

連結実質赤字比率

- 老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では51億53百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、水産物地方卸売市場事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、平塚市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会計名	事業規模	資金不足額 5	比率 /	参考 経営健全化基準
病院事業会計	8,927,751	1,799,668	-	20.0
水産物地方卸売市場事業特別会計	6,875	2,003	-	
下水道事業特別会計	5,789,770	239,292	-	
農業集落排水事業特別会計	-	5,882	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 4 会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	4.3	67.2	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.53	16.53	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が含まない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	37,473,024
	一般会計等実質収支	1,356,178
連結実質 赤字比率	標準財政規模	37,473,024
	連結実質収支	1,883,093
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	4.4
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	5.6
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	3.1
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	108,278,190
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	85,795,502
	標準財政規模	37,473,024
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,032,968

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が13億56百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、大船駅東口市街地再開発事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。

連結実質赤字比率

- 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結実質収支全体では18億83百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計が含まれる。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、鎌倉市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	2,668,453	154,897	-	20.0

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )
平成19年度比率(暫定値)	-	-	9.6	46.4
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	標準財政規模	81,023,047
	一般会計等実質収支	6,694,701
連結実質赤字比率	標準財政規模	81,023,047
	連結実質収支	11,956,757
実質公債費比率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	10.6
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	10.4
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	7.8
将来負担比率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	175,455,898
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	141,814,645
	標準財政規模	81,023,047
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	8,568,145

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が66億95百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、墓園事業費特別会計、北部第二(三地区)土地区画整理事業費特別会計、柄沢特定土地区画整理事業費特別会計が含まれる。

連結実質赤字比率

- 老人保健事業費特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結実質収支全体では119億57百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業費特別会計、老人保健事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、湘南台駐車場事業費特別会計、競輪事業費特別会計、下水道事業費特別会計、市民病院事業会計、地方卸売市場事業費特別会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、藤沢市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充充分)を公債費充当特定財源として算入している。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
下水道事業費特別会計	7,273,076	1,019,404	-	20.0
市民病院事業会計	13,296,501	2,570,760	-	
地方卸売市場事業費特別会計	99,662	0	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )
平成19年度比率(暫定値)	-	-	12.9	115.8
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.51	16.51	25.0 (18.0)
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0

1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	37,937,399
	一般会計等実質収支	2,418,771
連結実質 赤字比率	標準財政規模	37,937,399
	連結実質収支	6,210,136
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	11.5
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	13.6
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	13.7
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	118,463,457
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	79,151,829
	標準財政規模	37,937,399
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,000,100

4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が24億19百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、宿泊等施設事業特別会計が含まれる。

連結実質赤字比率

- 老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では62億10百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療施設事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計、病院事業会計、小田原城天守閣事業特別会計、下水道事業特別会計、公設地方卸売市場事業特別会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
- なお、小田原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	2,902,573	2,329,895	-	20.0
病院事業会計	8,483,657	741,634	-	
小田原城天守閣事業特別会計	155,197	15,691	-	
下水道事業特別会計	4,362,915	305,574	-	
公設地方卸売市場事業特別会計	103,342	4,728	-	

5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

5 会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	4.7	25.3	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.49	16.49	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	標準財政規模	38,935,545
	一般会計等実質収支	2,599,513
連結実質赤字比率	標準財政規模	38,935,545
	連結実質収支	8,010,882
実質公債費比率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	4.7
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	4.7
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	4.8
将来負担比率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	93,207,753
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	84,418,724
	標準財政規模	38,935,545
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,271,611

4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3カ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

## 【各指標の解説】

## 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が26億円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。

## 連結実質赤字比率

- 老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では80億1100万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、茅ヶ崎市立病院事業会計、下水道事業特別会計である。

## 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、茅ヶ崎市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

## 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
茅ヶ崎市立病院事業会計	9,202,749	4,562,751	-	20.0
下水道事業特別会計	4,051,489	300,000	-	

5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

2 会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	4.4	100.3	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.13	18.13	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	標準財政規模	11,400,141
	一般会計等実質収支	866,789
連結実質赤字比率	標準財政規模	11,400,141
	連結実質収支	1,412,778
実質公債費比率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	4.6
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	4.7
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	3.9
将来負担比率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	29,395,987
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	19,174,428
	標準財政規模	11,400,141
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,217,138

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3カ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が8億67百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では14億13百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、逗子市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充充分)も公債費充当特定財源として算入している。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,184,477	10,944	-	20.0

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	4.8	33.1	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	標準財政規模	127,031,132
	一般会計等実質収支	6,035,466
連結実質赤字比率	標準財政規模	127,031,132
	連結実質収支	8,822,859
実質公債費比率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	3.7
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	5.5
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	5.2
将来負担比率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	306,522,718
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	268,169,652
	標準財政規模	127,031,132
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	11,236,891

4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3カ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

## 【各指標の解説】

## 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が60億35百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計が含まれる。

## 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では88億23百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計(事業勘定及び直診勘定)、老人保健医療事業特別会計、自動車駐車場事業特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計である。

## 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、相模原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

## 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	10,111,823	384,849	-	20.0
簡易水道事業特別会計	16,014	20,335	-	
農業集落排水事業特別会計	3,303	6,546	-	

5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

3 会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )
平成19年度比率(暫定値)		-	-	8.4	146.8
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.43	18.43	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が含まない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	9,442,987
	一般会計等実質収支	89,508
連結実質 赤字比率	標準財政規模	9,442,987
	連結実質収支	193,369
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	8.5
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	8.7
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	8.0
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	36,345,339
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	24,151,627
	標準財政規模	9,442,987
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,140,393

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が90百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

連結実質赤字比率

- 病院事業会計では資金不足が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では1億93百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、水道事業会計、市場事業特別会計、公共下水道事業特別会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、三浦市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 <sup>5</sup>	比 率 /	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	2,116,052	561,208	26.5	20.0
水道事業会計	1,333,439	603,283	-	
市場事業特別会計	362,671	0	-	
公共下水道事業特別会計	223,787	0	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

病院事業会計は、流動資産等に対し流動負債が超過しているため資金不足額が5億61百万円生じている。その結果、資金不足比率が26.5%と経営健全化基準を上回ることとなった。  
 水道事業会計、市場事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の3会計については、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	8.2	87.9	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.88	16.88	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	標準財政規模	28,426,057
	一般会計等実質収支	2,087,474
連結実質赤字比率	標準財政規模	28,426,057
	連結実質収支	4,436,170
実質公債費比率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	9.1
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	8.2
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	7.4
将来負担比率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	80,965,983
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	58,818,643
	標準財政規模	28,426,057
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	3,249,351

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3カ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が20億87百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

連結実質赤字比率

- 老人医療特別会計は実質収支に赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では44億36百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人医療特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、秦野市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充充分)も公債費充当特定財源として算入している。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	2,074,187	1,749,757	-	20.0
下水道事業特別会計	1,847,535	65,893	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

2 会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )
平成19年度比率(暫定値)		-	-	5.7	63.5
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	54,064,935
	一般会計等実質収支	3,423,000
連結実質 赤字比率	標準財政規模	54,064,935
	連結実質収支	6,361,655
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	5.7
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	5.8
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	5.7
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	94,953,114
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	63,483,987
	標準財政規模	54,064,935
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,548,314

4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が34億23百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地取得事業特別会計が含まれる。

連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では63億62百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、自動車駐車場事業特別会計、交通災害共済事業特別会計、病院事業会計、公共下水道事業特別会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、厚木市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金や都市計画税などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	5,394,580	2,029,055	-	20.0
公共下水道事業特別会計	3,446,881	261,393	-	

5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

2 会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )
平成19年度比率(暫定値)	-	-	10.0	63.5
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.46	16.46	25.0 (18.0)
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

### 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字 比 率	標準財政規模	40,113,406
	一般会計等実質収支	1,905,311
連結実質 赤字比率	標準財政規模	40,113,406
	連結実質収支	4,219,088
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	10.8
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	10.8
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	8.6
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	97,237,266
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	75,017,702
	標準財政規模	40,113,406
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	5,155,870

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

### 【各指標の解説】

#### 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が19億5百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等には、一般会計のほか、渋谷土地区画整理事業特別会計が含まれる。

#### 連結実質赤字比率

- ・ 老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では42億19百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、病院事業会計、下水道事業特別会計である。

#### 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
- ・ なお、大和市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

#### 将来負担比率

- ・ 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	7,135,508	2,265,626	-	20.0
下水道事業特別会計	3,272,692	103,135	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

### 【指標の解説】

- 2 会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )
平成19年度比率(暫定値)		-	-	7.2	84.5
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.53	17.53	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	19,392,418
	一般会計等実質収支	556,138
連結実質 赤字比率	標準財政規模	19,392,418
	連結実質収支	1,461,733
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	7.8
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	6.9
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	7.1
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	48,955,495
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	34,036,540
	標準財政規模	19,392,418
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,741,442

4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

## 【各指標の解説】

## 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が5億56百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

## 連結実質赤字比率

- 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では14億62百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、駐車場事業特別会計、下水道事業特別会計である。

## 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、伊勢原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

## 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、債務負担行為に係る支出予定額、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,370,488	159,491	-	20.0

5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	3.2	-	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.11	17.11	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

### 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	24,547,972
	一般会計等実質収支	1,383,211
連結実質 赤字比率	標準財政規模	24,547,972
	連結実質収支	1,839,405
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	3.5
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	3.1
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	3.0
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	35,073,561
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	39,773,856
	標準財政規模	24,547,972
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,879,457

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

### 【各指標の解説】

#### 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が13億83百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

#### 連結実質赤字比率

- 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では18億39百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。

#### 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、海老名市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

#### 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金や都市計画税などの充当可能財源等が上回った(上記表中 < )ため、将来負担比率が計上されない。

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,773,295	240,487	-	20.0

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

### 【指標の解説】

下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	9.4	78.1	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.39	17.39	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	標準財政規模	21,116,328
	一般会計等実質収支	724,717
連結実質赤字比率	標準財政規模	21,116,328
	連結実質収支	2,821,609
実質公債費比率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	9.5
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	9.7
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	9.3
将来負担比率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	53,850,370
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	39,168,641
	標準財政規模	21,116,328
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	2,335,660

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3カ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が7億25百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

連結実質赤字比率

- 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では28億22百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健特別会計、水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、座間市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
水道事業特別会計	1,637,890	1,764,692	-	20.0
公共下水道事業特別会計	1,456,607	100,315	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

2 会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	5.1	87.3	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.43	18.43	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	9,441,511
	一般会計等実質収支	603,461
連結実質 赤字比率	標準財政規模	9,441,511
	連結実質収支	2,295,299
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	4.8
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	6.0
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	4.6
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	28,679,067
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	21,163,190
	標準財政規模	9,441,511
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	838,194

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が6億3百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

連結実質赤字比率

- 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では22億95百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険事業特別会計、訪問看護ステーション事業特別会計、通所介護事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、南足柄市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	689,383	1,351,855	-	20.0
下水道事業特別会計	675,629	196,295	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

2 会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	9.7	91.1	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.72	17.72	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	15,878,729
	一般会計等実質収支	1,453,437
連結実質 赤字比率	標準財政規模	15,878,729
	連結実質収支	1,577,485
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	9.6
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	9.8
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	9.9
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	44,320,567
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	31,620,184
	標準財政規模	15,878,729
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,944,365

4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

## 【各指標の解説】

## 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が14億53百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、深谷中央特定土地区画整理事業特別会計が含まれる。

## 連結実質赤字比率

- 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では15億77百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。

## 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、綾瀬市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充充分)も公債費充当特定財源として算入している。

## 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人等の負債に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,262,525	10,000	-	20.0

5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )
平成19年度比率(暫定値)		-	-	1.9	4.9
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.27	19.27	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が含まない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	6,405,362
	一般会計等実質収支	506,807
連結実質 赤字比率	標準財政規模	6,405,362
	連結実質収支	781,957
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	1.7
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	2.8
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	1.4
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	17,843,833
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	17,558,743
	標準財政規模	6,405,362
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	702,177

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が5億7百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

連結実質赤字比率

- 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では7億82百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、老人保健医療特別会計、下水道事業特別会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、葉山町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当)も公債費充当特定財源として算入している。

将来負担比率

- 公営企業債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	180,078	60,264	-	20.0

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	5.2	72.5	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.26	18.26	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	標準財政規模	10,446,068
	一般会計等実質収支	777,931
連結実質赤字比率	標準財政規模	10,446,068
	連結実質収支	978,680
実質公債費比率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	4.8
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	5.7
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	5.3
将来負担比率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	23,773,404
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	17,019,063
	標準財政規模	10,446,068
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,140,766

4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3カ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

## 【各指標の解説】

## 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が7億78百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

## 連結実質赤字比率

- 老人保健事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では9億79百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、下水道事業特別会計である。

## 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、寒川町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充充分)も公債費充当特定財源として算入している。

## 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	629,261	35,592	-	20.0

5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )
平成19年度比率(暫定値)	-	-	11.4	122.3
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.31	19.31	25.0 (18.0)
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が含まない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

### 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	6,295,129
	一般会計等実質収支	363,331
連結実質 赤字比率	標準財政規模	6,295,129
	連結実質収支	502,962
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	11.1
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	11.4
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	12.0
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	17,596,311
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	10,679,402
	標準財政規模	6,295,129
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	643,866

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

### 【各指標の解説】

#### 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が3億63百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等は、一般会計のみである。

#### 連結実質赤字比率

- ・ 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では5億3百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計である。

#### 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。

#### 将来負担比率

- ・ 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	113,034	38,243	-	20.0

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

### 【指標の解説】

下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	5.6	92.6	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.75	19.75	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が含まない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	5,398,407
	一般会計等実質収支	286,863
連結実質 赤字比率	標準財政規模	5,398,407
	連結実質収支	497,073
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	5.8
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	6.2
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	5.2
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	13,388,650
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	8,965,813
	標準財政規模	5,398,407
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	624,673

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が2億87百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

連結実質赤字比率

- 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では4億97百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計である

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	138,448	24,198	-	20.0

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )
平成19年度比率(暫定値)		-	-	12.9	58.6
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が含まない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	3,604,585
	一般会計等実質収支	347,739
連結実質 赤字比率	標準財政規模	3,604,585
	連結実質収支	646,552
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	11.5
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	15.1
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	12.4
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	8,546,661
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	6,659,717
	標準財政規模	3,604,585
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	388,843

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が3億48百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

連結実質赤字比率

- 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億47百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計である

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。

将来負担比率

- 公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	333,830	209,698	-	20.0
下水道事業特別会計	83,085	41,393	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

2 会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )
平成19年度比率(暫定値)	-	-	7.6	30.3
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が含まない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

### 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	4,632,161
	一般会計等実質収支	307,371
連結実質 赤字比率	標準財政規模	4,632,161
	連結実質収支	616,785
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	8.5
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	7.0
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	7.3
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	7,349,896
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	6,058,294
	標準財政規模	4,632,161
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	378,768

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

### 【各指標の解説】

#### 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が3億7百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等は、一般会計のみである。

#### 連結実質赤字比率

- ・ 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億17百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

#### 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。

#### 将来負担比率

- ・ 公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	240,706	111,958	-	20.0
下水道事業特別会計	227,588	35,334	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

### 【指標の解説】

- 2 会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	8.4	109.1	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	2,736,793
	一般会計等実質収支	140,672
連結実質 赤字比率	標準財政規模	2,736,793
	連結実質収支	495,155
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	8.2
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	8.2
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	9.0
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	6,821,173
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	4,140,055
	標準財政規模	2,736,793
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	279,817

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が1億41百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、西平畑公園事業特別会計、用地取得特別会計が含まれる。

連結実質赤字比率

- 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では4億95百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計である

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
上水道事業会計	128,241	250,964	-	20.0
寄簡易水道事業特別会計	21,148	4,046	-	
下水道事業特別会計	13,195	13,196	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	11.3	109.7	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

1 小数点第2位以下の端数により、計が含まない場合がある。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	3,354,620
	一般会計等実質収支	158,317
連結実質 赤字比率	標準財政規模	3,354,620
	連結実質収支	628,485
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	10.9
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	11.3
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	11.8
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	9,601,208
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	6,401,883
	標準財政規模	3,354,620
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	440,763

4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

## 【各指標の解説】

## 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が1億58百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、災害給付見舞事業特別会計、商品券特別会計が含まれる。

## 連結実質赤字比率

- 老人保健医療特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億28百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

## 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。

## 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	173,201	417,692	-	20.0
下水道事業特別会計	201,428	8,572	-	

5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

2 会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	15.4	106.6	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	3,328,308
	一般会計等実質収支	201,252
連結実質 赤字比率	標準財政規模	3,328,308
	連結実質収支	790,411
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	15.5
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	15.4
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	15.5
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	8,417,729
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	5,279,338
	標準財政規模	3,328,308
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	385,198

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が2億1百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、給食事業特別会計が含まれる。

連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では7億90百万円の黒字となっており、連結実質赤字比率は計上されなかった。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、介護予防サービス事業特別会計、足柄上郡介護認定審査会特別会計、水道事業会計、下水道事業会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	172,270	477,714	-	20.0
下水道事業特別会計	139,502	16,222	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 2 会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	11.1	208.3	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.23	19.23	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が含まない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	6,495,290
	一般会計等実質収支	290,681
連結実質 赤字比率	標準財政規模	6,495,290
	連結実質収支	507,684
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	10.4
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	11.8
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	11.1
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	18,011,028
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	6,133,534
	標準財政規模	6,495,290
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	793,193

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が2億91百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、育英奨学金特別会計が含まれる。

連結実質赤字比率

- 老人保健特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では5億8百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計、温泉特別会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	410,561	91,192	-	20.0
下水道事業特別会計	790,386	47,485	-	
温泉特別会計	162,700	52,050	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	9.3	149.4	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が含まない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	1,931,004
	一般会計等実質収支	94,675
連結実質 赤字比率	標準財政規模	1,931,004
	連結実質収支	245,246
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	8.4
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	10.1
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	9.4
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	5,184,482
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	2,549,425
	標準財政規模	1,931,004
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	168,357

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が95百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、真鶴魚座・ケープ真鶴特別会計、土地取得特別会計が含まれる。

連結実質赤字比率

- 老人医療特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では2億45百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計(事業勘定及び施設勘定)、介護保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、一部事務組合に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	244,761	19,772	-	20.0
下水道事業特別会計	9,521	6,232	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )
平成19年度比率(暫定値)		-	-	10.7	130.1
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.73	19.73	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	5,435,342
	一般会計等実質収支	197,018
連結実質 赤字比率	標準財政規模	5,435,342
	連結実質収支	912,568
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	10.6
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	11.6
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	9.9
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	15,928,704
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	9,801,896
	標準財政規模	5,435,342
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	727,340

4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が1億97百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。

連結実質赤字比率

- 老人保健医療特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では9億12百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計(保険事業勘定及び介護サービス事業勘定)、介護サービスセンター事業特別会計、老人保健医療特別会計、水道事業会計、温泉事業会計、下水道事業特別会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
- なお、湯河原町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担及び一部事務組合に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税及び基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	415,601	191,500	-	20.0
温泉事業会計	216,749	357,746	-	
下水道事業特別会計	478,241	10,963	-	

5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )	
平成19年度比率(暫定値)	-	-	3.6	-	
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.44	18.44	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

- 1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。  
 2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	標準財政規模	9,420,206
	一般会計等実質収支	774,610
連結実質赤字比率	標準財政規模	9,420,206
	連結実質収支	1,554,224
実質公債費比率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	4.1
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	4.9
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	1.9
将来負担比率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	15,336,875
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	17,173,049
	標準財政規模	9,420,206
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	879,765

- 4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3カ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

【各指標の解説】

実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が7億75百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では15億54百万円の黒字となっており、連結実質赤字比率は計上されなかった。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、老人保健特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、愛川町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税及び基金などの充当可能財源等が上回った(上記表中 < )ため、将来負担比率が計上されない。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	615,276	509,971	-	20.0
下水道事業特別会計	666,351	74,749	-	

- 5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 2 会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 /	連結実質赤字比率 / 3	実質公債費比率 ( + + ) / 3 1	将来負担比率 ( - ) / ( - )
平成19年度比率(暫定値)		-	-	1.1	-
参考 2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率から適用される。

3 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	標準財政規模	1,677,903
	一般会計等実質収支	132,209
連結実質 赤字比率	標準財政規模	1,677,903
	連結実質収支	186,811
実 質 公 債 費 比 率	平成17年度(単年度)実質公債費比率 4	2.5
	平成18年度(単年度)実質公債費比率 4	1.4
	平成19年度(単年度)実質公債費比率 4	0.6
将来負担 比 率	将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	2,319,874
	充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	5,043,376
	標準財政規模	1,677,903
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	113,403

4 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を四捨五入して表示した。

## 【各指標の解説】

## 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が1億32百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、ふれあいセンター事業特別会計が含まれる。

## 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じておらず、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では1億86百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されなかった。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保険事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計である。

## 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、比率の算定ルール上、臨時財政対策債や減税補てん債に係る元利償還金は、発行の有無にかかわらず発行可能額、起債上限額に基づく理論値で算入されるため、地方債の発行額が少なく公債費の決算額が少額である場合には、比率に負数が生じることがある。清川村は平成15年度以降地方債を発行していない。

## 将来負担比率

- 公営企業債に係る負担見込額のほか、債務負担行為に係る支出予定額、退職手当負担見込額や地方債現在高などの将来負担額に対し、基金による充当可能財源等が上回った(上記表中 < )ため、将来負担比率が計上されない。

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額 5	比 率 /	参 考 経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	66,486	7,225	-	20.0
下水道事業特別会計	37,058	7,198	-	

5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

2 会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。